



江東区立幼稚園の 今後のあり方に関する基本方針(素案)

パブリックコメント(意見募集)を実施



▲区ホームページ

江東区立幼稚園は、令和3年度に改定した「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」に基づき、適正配置を実施していますが、推計より急速に減少する園児数の状況等を踏まえ、幼児教育に必要な適正規模を維持するとともに、区立幼稚園の魅力向上を図るため、現行方針を見直すこととしました。

このたび、素案がまとまりましたので、その概要をお知らせするとともに、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

素案に対するご意見をお寄せください

素案の全文は、区ホームページ、こうとう情報ステーション(区役所2階)、学務課幼稚園係(区役所6階2番)で閲覧できます。寄せられたご意見や区の考え方は、後日、区報・区ホームページに公開します。なお、ご意見に対する個別回答は行いませんので、ご了承ください。

【意見の募集期間】7/11(木)～31(水)

【意見の提出方法】区ホームページ、または①氏名②住所③年齢④ご意見⑤区外在住で区内在勤・在学の方は勤務先名・学校名・所在地を記入し、ファクス・メールで

☎ 学務課幼稚園係 ☎ 3647-9703、FAX3647-9053

✉ 581104@city.koto.lg.jp

素案の概要

適正配置(閉園)

現行方針に加え、新たに6園を閉園することとします。閉園する園は大規模改修の時期や、周辺の幼稚園との立地関係、保育室数等の設備上の課題、園児数の実態と将来的な推計等を総合的に検討のうえ選定しています。

閉園する園	閉園時期
辰巳幼稚園(辰巳1-11-1)	令和9年 3月末
ひばり幼稚園(東雲2-4-1-103)	
元加賀幼稚園(白河4-9-17)	
第三大島幼稚園(大島7-39-2-101)	令和10年 3月末
平久幼稚園(木場1-2-2)	
みどり幼稚園(南砂2-3-3-101)	

区立幼稚園の魅力向上

[3歳児保育の拡充]

令和7年度から、つばめ幼稚園、第五砂町幼稚園で3歳児保育を実施します。

[定期的な預かり保育の拡充]

保護者の就労の有無に関わらず、幼稚園において未就園児を定期的に預かり、多様な他者との関わりを通じてこどもの健やかな成長を図る取り組みを拡充していきます。

[特別支援教育専任コーディネーターの設置]

障害児や外国人児童など、特別な支援を必要とする園児の受け入れ体制を整備していきます。

後期高齢者医療制度

被保険者証を一斉更新

新しい保険証を7月中旬に送付

現在使用している後期高齢者医療被保険者証(※)の有効期限は7月31日(水)です。すべての加入者に8月1日(木)から使用する新しい保険証(青竹色)を、7月下旬にオレンジ色または緑色の封筒に入れて特定記録郵便で個別にお送りします。届きしだい、氏名・生年月日・自己負担割合などの記載内容をご確認ください。

現在使用している保険証(水色)は、8月以降に裁断して破棄するか、医療保険課資格賦課係(区役所2階7番)までご返却ください。

なお、マイナンバーカードと保険証が一体化されることに伴い、12月2日(月)以降は保険証を発行できなくなりますが、記載事項に変更がなければ今回送付する保険証を有効期限(令

国民健康保険

「高齢受給者証」更新

7月中旬に新証を世帯主に送付

国保加入の70、74歳の方にお渡ししている高齢受給者証は、毎年8月に更新します。

新しい高齢受給者証は、7月中旬に世帯主あてに送付します。7月末までに届かない場合はご連絡ください。

現在使用している高齢受給者証は、8月以降に裁断して破棄するか、医療保険課資格賦課係(区役所2階7番)またはお近くの出張所までご返却ください。

マイナンバーカードと保険証

が一体化されることに伴い、高齢受給者証の発行は今回が最後となります。負担割合の判定は今後も8月に行います。マイナ保険証を利用されている方は、医療機関で高齢受給者証の提示は不要です。12月2日(月)に保険証が廃止されますので、ぜ

負担割合が3割の方へ

高齢受給者証の負担割合は「2割」または「3割」です。高齢受給者証をお持ちで住民税課税標準額が14.5万円以上の方がいる世帯では、負担割合は「3割」となります。

なお、負担割合が「3割」の方のうち、一定の収入額未満の方は申請により負担割合が「2割」となります。申請対象の方には、事前にお知らせと申請書をお送りします。

☎ 医療保険課資格賦課係

☎ (3647)3167
FAX (3647)8443

和7年7月31日(木)まで使用できます。

※75歳以上の方と、申請により一定の障害があると広域連合から認定された65歳以上75歳未満の方に交付の保険証

8月からの自己負担割合

8月から令和7年7月までの自己負担割合は、令和6年度住民税課税所得に基づき判定します。判定方法は下表のとおりです。

☎ (3647)3167
FAX (3647)8443

判定基準	区分	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	現役並み所得者	3割
以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が ○被保険者が1人200万円以上 ○被保険者が2人以上合計320万円以上	一定以上所得のある方	2割
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合または、上記①に該当するが②には該当しない場合	一般所得者等	1割

※住民税非課税世帯は1割負担

江東区環境検定

参考書・問題集をホームページで公開

区では、2050年までに温室効果ガス(主に二酸化炭素)の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ江東区」の実現を目指しており、環境への意識向上を図るため、「江東区環境検定」を実施します。

受検期間は8月29日(木)から9月30日(月)までです。問題レベルは中学生以上の方を対象としていますが、中学生未満の方も受検可能です。今年度から、区内在住・在勤・在学を問わずどなたでも受検できます。

環境検定の受検に向け、事前学習用の参考書等をホームページで公開していますので、ぜひ活用ください。

☎ 公開テキスト

参考書、対策問題集、問題編、100問、対策問題集、解答・

解説編(テーマ:地球温暖化、自然との共生、循環型社会、江東区の環境)
【閲覧・受検方法】
環境検定ホームページで



▲環境検定ホームページ

☎ 閲覧・受検方法等について

江東区環境検定運営事務局(小学館集英社プロダクション内) ☎ (3515)6930
(12月2日(月)までの午前10時～午後5時※土・日曜、祝日を除く)

【事業について】

温暖化対策環境調整係

☎ (3647)6124
FAX (5617)5737